

資料3-2(訪問系・相談支援系)	令和3年3月24日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

「移動支援の手引き（千葉市）」
の一部改正に伴う新旧対照表

改正前	改正後
-----	-----

平成24年3月

千葉市保健福祉局高齢障害部

障害者自立支援課

本手引きの内容は、制度改正等に伴い、事前の予告なしに変更されることがあります。

目次

1～4 (略)

5 (新設)

5 外出の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

6 利用者の負担・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

7 サービスの内容・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

8 サービス提供者の資格要件・・・・・・・・ 6

9 その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・ 7

10 院内介助について・・・・・・・・・・・・・・ 8

11 移動支援に関するQ&A・・・・・・・・・・・・ 9

Q 1 グループホームやケアホーム入居中に移動支援を利用する場合 / 9

Q 2～Q 23 (略)

Q 24 習い事やサークル / 16

1 (略)

2 移動支援の対象者

次の状態にある方で、障害によって移動が困難である場合に移動支援の対象となります。

対象要件

1、2のいずれにも該当する方が対象となります。

1 下記のいずれかに該当する方(児童の場合は介護者が付き添えない場合に限りま

(1) 知的障害者・児

(2) 精神障害者・児

(3) 全身性障害者・児(肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第五号の一級に該当する障害者又は障害児であって、両上肢2級及び両下肢2級以上の障害を有する方)で、重度訪問介護又は重度障害者等包括支援の対象外の

令和2年12月

千葉市保健福祉局高齢障害部

障害福祉サービス課

本手引きの内容は、制度改正等に伴い、事前の予告なしに変更されることがあります。

目次

1～4 (略)

5 標準支給量・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

6 外出の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

7 利用者の負担・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

8 サービスの内容・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

9 サービス提供者の資格要件・・・・・・・・ 6

10 その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・ 7

11 院内介助について・・・・・・・・・・・・・・ 8

12 移動支援に関するQ&A・・・・・・・・・・・・ 9

Q 1 グループホーム入居中に移動支援を利用する場合 / 9

Q 2～Q 23 (略)

Q 24 習い事やサークル活動 / 16

1 (略)

2 移動支援の対象者

次の状態にある方で、障害によって移動が困難である場合に移動支援の対象となります。

対象要件

1、2のいずれにも該当する方が対象となります。

1 次のいずれかに該当する方

(1) 知的障害

(2) 精神障害

(3) 全身性障害(肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)第5条第1項第2号に規定する障害の級別が一級に該当し、かつ両上肢2級及び両下肢2級以上)

方。ただし、利用者のサービス利用の形態が当該サービスを利用することになじまない等当該サービスを利用しないことに相当な理由がある場合はこの限りではありません。

(4) 重度の視覚障者・児（視覚障害1級及び2級）（※）

※ 障害福祉サービスの「同行援護」が優先されますので、「移動支援」では原則として利用の対象となりません。

(5) (新設)

2 下記のいずれかに該当する方

(1) 障害者であり、障害程度区分1以上と認定された方、又は障害程度区分の聴き取り項目2ー7「移動」の聴き取りの結果が「見守り等」「一部介助」又は「全介助」に該当する方

(2) 障害児であり、障害児の介護給付に関する聴き取り項目のうち、「移動」が「全介助」又は「一部介助」に該当する児童

3 身体介護有りの基準

次の状態にある方が、「身体介護有り」の対象となります。

対象要件

1 障害者であり、下記(1)、(2)のいずれかに該当する者

(1) 障害福祉サービスにおける居宅介護の通院等介助（身体介護を伴う）の対象者

(2) 障害程度区分の認定を受けていない者であって、障害程度区分の認定調査項目のうち、次の調査項目について、移動中の行程における状況を想定して調査を行った結果、次のいずれか一つに該当すると認められた者

a 「歩行」 「できない」

(4) 重度の視覚障害（視覚障害1級及び2級）（※）

※ 障害福祉サービスの「同行援護」が優先されますので、「移動支援」では原則として利用の対象となりません。

(5) 上記(1)～(4)に準ずる状態として高齢障害支援課長が認める者

2 次のいずれかに該当する方

(1) 障害者
障害支援区分1以上と認定された者、又は障害支援区分の認定調査項目1ー9「移動」の結果が「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」に該当する方

(2) 障害児（介護者が付き添えない場合に限り
ます）
障害児の調査項目（5領域11項目）のうち、「移動」が「全介助」又は「一部介助」に該当する児童

3 身体介護有りの基準

次の状態にある方が、「身体介護有り」の対象となります。

対象要件

1 障害者
次の(1)、(2)のいずれかに該当する方

(1) 障害福祉サービスにおける居宅介護の通院等介助（身体介護を伴う）の対象者

(2) 障害支援区分の認定を受けていない者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、次の調査項目について、移動中の行程における状況を想定して調査を行った結果、次のいずれか一つに該当すると認められた方

a 「歩行」 「全面的な支援が必要」

<p>b 「移乗」 <u>「一部介助」、「全介助」</u></p> <p>c 「排尿」 <u>「一部介助」、「全介助」</u></p> <p>d 「排便」 <u>「一部介助」、「全介助」</u></p> <p>e 「移動」 <u>「一部介助」、「全介助」</u></p>	<p>b 「移乗」 <u>「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</u></p> <p>c 「移動」 <u>「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</u></p> <p>d 「排尿」 <u>「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</u></p> <p>e 「排便」 <u>「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</u></p>
<p>2 <u>障害児であり、下記（１）、（２）のいずれかに該当する児童</u></p> <p>(1) 全身性障害児</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法における、障害児に係る介護給付の調査項目（５領域１０項目）について、移動中の行程における状況を想定して調査を行った結果、移動支援のサービス利用時において「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれかについて介助が必要と想定される児童。</u> <u>具体的には、下記 a、b のいずれにも該当する児童を想定している。</u></p> <p>a 障害児の調査項目の聴き取りの結果、「移動」が「全介助」又は「一部介助」に該当する児童</p> <p>b <u>障害児の調査項目の調査を行った結果、「食事」及び「排泄」が「全介助」若しくは「一部介助」に該当する、又は「行動障害及び精神症状」のうち(1)～(3)の項目が「ある」若しくは「ときどきある」に該当する児童</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>2 <u>障害児</u> <u>次の（１）、（２）のいずれかに該当する児童</u></p> <p>(1) 全身性障害児</p> <p>(2) <u>障害者に係る判断基準に準じ、移動中の行程における状況を想定して調査を行った結果、移動支援のサービス提供時において「歩行」、「移乗」、「移動」、「排尿」、「排便」のいずれかについて支援が必要と想定される児童。「想定される児童」とは、具体的には、次の a、b のいずれにも該当する児童を想定している。</u></p> <p>a 障害児の調査項目の聴き取りの結果、「移動」が「全介助」又は「一部介助」に該当する児童</p> <p>b <u>障害児の調査項目の聴き取りの結果、「食事」及び「排せつ」が「全介助」若しくは「一部介助」に該当する、又は「行動障害及び精神症状」のうち(1)～(3)の項目が「ほぼ毎日（週５日以上）の支援や配慮等が必要」若しくは「週に１回以上の支援や配慮等が必要」に該当する児童</u></p> <p>4 (略)</p>
<p>5 <u>(新設)</u></p>	<p>5 <u>標準支給量</u> <u>月 25 時間</u></p>
<p>5 外出の範囲 外出の範囲については、基本的に、福祉目的として公費によって提供されるサービスである</p>	<p>6 外出の範囲 外出の範囲については、基本的に、福祉目的として公費によって提供されるサービスである</p>

ことを踏まえ、「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断し、原則として一日の範囲内で用務を終えるものが移動支援の対象となります。

また、『居宅～目的地～居宅』の一連の経路が移動支援の対象となりますが、この一連の経路の一部のみ移動の支援が必要であると認められる場合は、当該区間（以下「要支援区間」）のみの支援であっても、移動支援の対象となります。

例) ○ 移動経路上の要支援区間以外（以下「支援外区間」）は介助者が付添うことができる場合

○ 支援外区間は日常的に利用している経路で支援の必要はないが、要支援区間は日常的に利用していない区間であり、移動の支援が必要な場合

当該利用について、事業者は「支援外区間の経路の詳細」及び「支援外区間においてサービスが必要としない理由」をサービス提供記録に記載する必要があります。

なお、サービスを実施した時間は、あくまで要支援区間におけるサービス提供時間となるので、サービス提供記録及び実績記録票には当該サービス提供時間のみを記載します。

(1) (略)

(2) 対象とならない外出の範囲

次に掲げる外出については、千葉市における移動支援事業の対象とはなりません。

事由	外出先の例
経済的活動に係る外出	通勤、営業活動等
通年かつ長期にわたる外出（標準支給量を超えて、1週間に一度程度、同一の目的のために、3カ月以上の期間にわたり定期的に行う外出）	習い事、サークル活動への参加（標準支給量を超える部分） 普通高校、大学等への通学（標準支給量を超える部分）等 ※標準支給量の範囲内であれば可
社会通念上適当でない	<u>公序良俗に反する外出</u>

ことを踏まえ、「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断したものが移動支援の対象となります。

また、『居宅～目的地～居宅』の一連の経路が移動支援の対象となりますが、この一連の経路の一部のみ移動の支援が必要であると認められる場合は、当該区間（以下「要支援区間」）のみの支援であっても、移動支援の対象となります。

例) ○ 移動経路上の要支援区間以外（以下「支援外区間」）は介助者が付添うことができる場合

○ 支援外区間は日常的に利用している経路で支援の必要はないが、要支援区間は日常的に利用していない区間であり、移動の支援が必要な場合

当該利用について、事業者は「支援外区間の経路の詳細」及び「支援外区間においてサービスが必要としない理由」をサービス提供記録に記載する必要があります。

なお、サービスを実施した時間は、あくまで要支援区間におけるサービス提供時間となるので、サービス提供記録及び実績記録票には当該サービス提供時間のみを記載します。

(1) (略)

(2) 対象とならない外出の範囲

次に掲げる外出については、千葉市における移動支援事業の対象とはなりません。

事由	外出先の例
経済的活動に係る外出	通勤、営業活動等
通年かつ長期にわたる外出（標準支給量を超えて、1週間に一度程度、同一の目的のために、3カ月以上の期間にわたり定期的に行う外出）	習い事、サークル活動への参加（標準支給量を超える部分） 普通高校、大学等への通学（標準支給量を超える部分）等 ※標準支給量の範囲内であれば可
社会通念上適当でない	<u>ギャンブル、パチンコ、</u>

外出	
外出先の機関等が当該移動の保障を行うべき外出	義務教育機関への通学、保育所又は子どもルームへの送迎等
利用者又は外出先の機関に対し公費等で移動の保障に係る手当が行われている、又は行われるべき外出	通所施設、ワークホーム等への通所等 団体活動等への参加

千葉県では、義務教育機関への通学、保育所又は子どもルームへの送迎、通所施設等への通所等について、移動支援を利用することはできませんが、保護者の入院等やむを得ない事情による場合であれば、一時的に移動支援の利用が認められる場合がありますので、その際は、必ず各区高齢障害支援課にご相談ください。

6 利用者の負担
(略)

7 サービスの内容
(略)

8 サービス提供者の資格要件

移動支援のサービス提供に当たって、必要な資格要件については、次のとおりとなります。

移動支援に係る従業者の資格要件

資格	サービス提供責任者	サービス提供職員
①介護福祉士	○	○
②居宅介護従業者養成研修修了者・訪問介護員養成研修修了者（1～2級）	○ 〔2級は実務経験3年以上〕	○
③居宅介護従業者養成研修修了者・訪問介護員養成研修修了者（3級）	×	○

外出	<u>飲酒を目的とした外出等</u>
外出先の機関等が当該移動の保障を行うべき外出	義務教育機関への通学、保育所又は子どもルームへの送迎等
利用者又は外出先の機関に対し公費等で移動の保障に係る手当が行われている、又は行われるべき外出	通所施設、ワークホーム等への通所等 団体活動等への参加

千葉県では、義務教育機関への通学、保育所又は子どもルームへの送迎、通所施設等への通所等について、移動支援を利用することはできませんが、保護者の入院等やむを得ない事情による場合であれば、一時的（3か月程度）に移動支援の利用が認められる場合がありますので、その際は、必ず各区高齢障害支援課にご相談ください。

7 利用者の負担
(略)

8 サービスの内容
(略)

9 サービス提供者の資格要件

移動支援のサービス提供に当たって、必要な資格要件については、次のとおりとなります。

移動支援に係る従業者の資格要件

資格	サービス提供責任者	サービス提供職員
①介護福祉士	○	○
②居宅介護従業者養成研修修了者・訪問介護員養成研修修了者（1～2級）	○ 〔2級は実務経験3年以上〕	○
③介護職員基礎研修修了者	○	○

④平成18年9月30日において、視覚・全身性・知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者	×	○	④社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修を修了した者（実務者研修修了者）		
⑤平成18年9月30日において、日常生活支援従事者養成研修を終了した者	×	○		○	○
⑥介護職員基礎研修修了者	○	○		○	○
⑦平成15年3月31日において、居宅介護従業者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修の課程を修了した者	×	○		○ 〔実務経験〕 3年以上	○
⑧平成15年3月31日において、視覚・全身性・知的障害者外出介護従業者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修の課程を修了した者	×	○		×	○
⑨平成15年3月31日において、日常生活支援従事者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修の課程を修了した者	×	○		(①～⑤を除く)	○
⑩当分の間、平成18年9月30日において、現に居宅介護等事業に従事した経験を有した者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの。	×	○		×	○
⑪重度訪問介護従業者養成研修修了者	×	○		×	○
⑫行動援護従業者養成研修修了者	×	○		×	○
⑬視覚障害、全身性障害又は知的障害を有する者に対する外出時における移動の介護等に必要な知識、技能を有する移動介護従業者の養成	×	○		×	○
⑭平成15年3月31日において、視覚・全身性・知的障害者外出介護従業者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修の課程を修了した者	×	○		×	○
⑮平成15年3月31日において、日常生活支援従事者養成研修に相当する研修として都道府県知事が認める研修の課程を修了した者	×	○		×	○
⑯当分の間、平成18年9月30日において、現に居宅介護等事業に従事した経験を有した者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの。	×	○		×	○
⑰重度訪問介護従業者養成研修修了者	×	○	×	○	
⑱行動援護従業者養成研修修了者	×	○	×	○	
⑲視覚障害、全身性障害又は知的障害を有する者に対する外出時における移動の介護等に必要な知識、技能を有する移動介護従業者の養成	×	○	×	○	

研修として都道府県知事が 認めた研修を修了し、当該研 修の事業を行った者から当 該研修の課程を修了した旨 の証明書の交付を受けた者		
---	--	--

9 その他留意事項

- (1) (略)
- (2) 原則として、公的機関への手続き、通院については、居宅介護（通院等介助）や介護保険を利用できる場合には、その利用を優先し、それでも不足する場合に移動支援を利用することができます。
- (3) 移動支援事業所又はヘルパーの車を用いて移動する場合については、移動に係る費用の収受にかかわらず、別途、道路運送法上の許可等が必要となります。

10 院内介助について

(略)

- 1 (略)
- 2 (略)
 - (1) (略)
 - (2) (略)

なお、具体的な事務取扱いは以下のとおりとします。

- 事業者は受給者証等に「院内介助あり」と明記されている場合であり、かつ各区高齢障害支援課が上記1又は2に該当すると確認している医療機関でのみ院内介助できます（9ページQ2参照）。院内介助を行った場合は、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）」第19条第1項の規定等に基づき、必ずその旨を記録してください。

10 その他留意事項

- (1) (略)
- (2) 原則として、公的機関への手続き、通院については、介護保険や障害福祉サービスを利用できる場合にはその利用を優先し、居宅介護（通院等介助）の対象とならない外出の場合に移動支援を利用することができます。
- (3) 移動支援事業所又はヘルパーの車をサービス提供に用いる場合には、運送に係る費用の徴収にかかわらず、別途、道路運送法上の手続き（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）が必要となる場合があります。車両及びヘルパーの手続きが必要かどうかについては、サービス実施前に予め所管の運輸支局にお問い合わせください。

11 院内介助について

(略)

- 1 (略)
- 2 (略)
 - (1) (略)
 - (2) (略)

なお、具体的な事務取扱いは以下のとおりとします。

- 事業者は受給者証等に「院内介助あり」と明記されている場合であり、かつ各区高齢障害支援課が上記1又は2に該当すると確認している医療機関でのみ院内介助できます（9ページQ2参照）。院内介助を行った場合は、必ずその旨を記録してください。

11 移動支援に関するQ&A

Q 1 グループホームやケアホーム入居中に移動支援を利用する場合

グループホームやケアホームに入居している間も移動支援を利用することは可能ですか。

A グループホーム、ケアホームに入居している間も移動支援の利用は可能です。

ただし、通院の介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、グループホーム、ケアホームの事業者が対応すべきものです。

なお、居宅介護（通院等介助）に関しては、一月に2回を限度として、慢性疾患の場合等に限りサービスの利用が認められる場合があります。

Q 2 移動支援における通院時の取扱い

移動支援で通院時の介助を行うことはできますか。また、院内での介助の取扱いはどのようになりますか。

A 居宅介護（通院等介助及び通院等乗降介助）の対象者や介護保険の被保険者については、障害福祉サービス及び介護保険制度を優先して利用することになります。

ただし、通院等介助等で時間数が不足する場合には、不足する部分について移動支援を利用することが可能です（グループホーム・ケアホーム入居者は利用不可。上記Q 1参照）。

また、院内での介助については、基本的には院内のスタッフによって対応されるべきものとなりますが、総合病院など受付から受診する場所等まで一定の距離がある等、院内の構造が、移動に一定の支援を要するものと判断され、当該医療機関において院内の移動の支援が期待できない場合等は、所定の手続き（※）を経た上で、移動支援の対象とすることができます。その場合であっても、単なる

12 移動支援に関するQ&A

Q 1 グループホーム入居中に移動支援を利用する場合

グループホームに入居している間も移動支援を利用することは可能ですか。

A グループホームに入居している間も移動支援の利用は可能です。

ただし、通院の介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、グループホームの事業者が対応すべきものです。

なお、居宅介護（通院等介助）に関しては、一月に2回を限度として、慢性疾患の場合等に限りサービスの利用が認められる場合があります。

Q 2 移動支援における通院時の取扱い

移動支援で通院時の介助を行うことはできますか。また、院内での介助の取扱いはどのようになりますか。

A 介護保険の被保険者や居宅介護（通院等介助及び通院等乗降介助）の対象者については、介護保険や障害福祉サービスを優先して利用することになります。

また、院内での介助については、基本的には院内のスタッフによって対応されるべきものとなりますが、総合病院など受付から受診する場所等まで一定の距離がある等、院内の構造が、移動に一定の支援を要するものと判断され、当該医療機関において院内の移動の支援が期待できない場合等は、所定の手続き（※）を経た上で、移動支援の対象とすることができます。その場合であっても、単なる待ち時間や不安だから一緒にいてほしいといった理由では、移動支援の算定はできません。

待ち時間や不安だから一緒にいてほしいといった理由では、移動支援の算定はできません。

※ 所定の手続き

①支給決定についての確認

院内介助について各区高齢障害支援課が支給決定した場合、「院内介助あり」とゴム印を押印し、事業者の方が、当該利用について提供可能な方かどうか分かるようにしてあります。

② (略)

Q 3 入退院時の利用

入退院の際に移動支援を利用することはできますか。

A 一日の範囲内で用務を終えるものが移動支援の対象となりますので、移動支援の対象とはなりません。

Q 4 病院や施設に入院・入所中である場合

施設入所中（障害者自立支援法及び介護保険に基づく入所施設等）の者が一時帰宅をした際に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 移動支援については、在宅生活を行っている方の社会生活上必要な外出支援を行うサービスであるため、入院中や施設入所中の方は、外泊中や一時帰宅中であっても原則として移動支援を利用することはできません。

※ 所定の手続き

①支給決定についての確認

院内介助について各区高齢障害支援課が支給決定した場合、「院内介助あり」と受給者証に記載し、事業者の方が、当該利用について提供可能な方かどうか分かるようにしてあります。

② (略)

Q 3 入退院時の利用

入退院の際に移動支援を利用することはできますか。

A 入退院の際には、原則として利用できません。

ただし、利用者のみでは移動が不可能な場合で、且つ家族等の支援を受けられない場合は、この限りではありません。

Q 4 病院や施設に入院・入所中である場合

病院に入院中の者や施設入所中（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び介護保険法に基づく入所施設等）の者が一時帰宅をした際に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 移動支援は在宅生活を行っている方の社会生活上必要な外出支援を行うサービスであるため、施設入所中の方は、原則として移動支援を利用することはできません。

ただし、利用者が一時帰宅する場合であって、施設に対する報酬（入院・外泊等に係る各種加算を含む。）が算定されない日については、利用することも可能です。

なお、入院中の医療機関からの外出・外泊時に移動支援を利用する場合は、「入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて（平成28年6月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

Q5 1回当たりのサービス提供時間

1回のサービス提供時間に制限はありますか。

A 一日の範囲内で用務を終えるものであれば、1回のサービス提供時間に制限はありません。

Q6 市外に行く場合の移動支援

千葉市外に行く場合であっても、移動支援を利用することはできますか。

A 一日の範囲内で用務を終えるものであれば、市外に行く場合も移動支援の利用は可能です。

Q7 ヘルパー自らが運転する場合の算定

ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援の算定対象となりますか。

A ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は、常時支援が行える状態にはないため、運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。

また、ヘルパー自らが運転する車をサービス提供に用いる場合には、運送に係る費用の徴収にかかわらず、別途、道路運送法上の許可（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）が必要となります。

Q8 事業者等が所有する車の利用

事業者若しくはヘルパーが所有する車を用いて、移動支援を実施することはできますか。

A 道路運送法上の許可若しくは登録がある場合は、事業者等の車両を用いて、移動支援を行うことが可能です。

ただし、ヘルパーが運転手を兼ねる場合にあっては、運転中は介助が行われている状態

障害福祉課長通知」の同行援護等の取扱いと同様です。

Q5 1回当たりのサービス提供時間

1回のサービス提供時間に制限はありますか。

A 1回のサービス提供時間に制限はありません。

Q6 市外に行く場合の移動支援

千葉市外に行く場合であっても、移動支援を利用することはできますか。

A 市外に行く場合も移動支援の利用は可能です。

Q7 ヘルパー自らが運転する場合の算定

ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援の算定対象となりますか。

A ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は、常時支援が行える状態にはないため、運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。

また、ヘルパー自らが運転する車をサービス提供に用いる場合には、運送に係る費用の徴収にかかわらず、別途、道路運送法上の手続き（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）が必要となる場合があります。
車両及びヘルパーの手続きが必要かどうかについては、サービス実施前に予め所管の運輸支局にお問い合わせください。

Q8 事業者等が所有する車の利用

事業者若しくはヘルパーが所有する車を用いて、移動支援を実施することはできますか。

A 移動支援事業所又はヘルパーの車をサービス提供に用いる場合には、運送に係る費用の徴収にかかわらず、別途、道路運送法上の手続き（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉

とはみなせないため、運転している時間をサービス提供時間から控除して算定することとなります。

例 (略)

(略)

Q 9 (略)

Q 10 ヘルパー派遣に要する交通費

ヘルパー派遣に要する交通費を利用者から徴収することは可能ですか。

A 事業者が運営規程の中で定めている『通常の事業の実施地域』にヘルパーを派遣する場合は、別途、交通費を徴収することはできませんが、『通常の事業の実施地域』以外のヘルパー派遣については、あらかじめ、利用者に対して説明を行い、同意を得ている場合のみ、交通費を徴収することが可能です。

また、目的地のみの支援を行う場合にあっても、その目的地が『通常の事業の実施地域』以外なのであれば、上記と同様に交通費を徴収することが可能です。

Q 11～Q 19 (略)

Q 20 宿泊旅行における移動支援の利用

宿泊旅行する際に、移動支援の利用は可能ですか。

A 一日の範囲内で用務を終えるものが移動支援の対象となりますので、移動支援の対象とはなりません。

有償運送等)が必要となる場合があります。車両及びヘルパーの手続きが必要かどうかについては、サービス実施前に予め所管の運輸支局にお問い合わせください。

なお、ヘルパーが運転手を兼ねる場合にあつては、運転中は介助が行われている状態とはみなせないため、運転している時間をサービス提供時間から控除して算定することとなります。

例 (略)

(略)

Q 9 (略)

Q 10 ヘルパー派遣に要する交通費

ヘルパー派遣に要する交通費を利用者から徴収することは可能ですか。

A 事業者が運営規程の中で定めている『通常の事業の実施地域』にヘルパーを派遣する場合は、別途、交通費を徴収することはできませんが、『通常の事業の実施地域』以外のヘルパー派遣については、あらかじめ、利用者に対して説明を行い、同意を得ている場合のみ、交通費を徴収することが可能です。

また、目的地のみの支援を行う場合、その目的地が『通常の事業の実施地域』以外であれば、上記と同様に交通費を徴収することが可能です。

Q 11～Q 19 (略)

Q 20 宿泊旅行における移動支援の利用

宿泊旅行する際に、移動支援の利用は可能ですか。

A 社会通念上適当であると認められる場合であつて、サービスを提供できる事業者がある場合には、移動支援の利用も可能です。

ただし、移動支援の内容及び利用スケジュール

Q 2 1 ~ Q 2 2 (略)

Q 2 3 家族が運転する車の利用

家族が運転する車を利用して、移動支援を利用することは可能ですか。

A 家族等が付き添える状態ならば、利用できません。

Q 2 4 習い事やサークル活動

習い事やサークル活動に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 1週間に一度程度、同一の目的のために、3カ月以上の期間にわたり定期的に行う外出であっても、標準支給量の範囲内であれば、「通年かつ長期にわたる外出」に該当しませんので、利用可能です。

この場合、総支給決定時間が標準支給量を超えた方については、受給者証(二)欄の支給量欄又は備考欄に「※○○時間/月までは通年かつ長期にあたらない」とゴム印を押印し、事業者の方が当該利用について提供可能かどうか分かるようにしてあります。

※ 当該取扱いについての詳細は、千葉市障害者自立支援課ホームページに掲載の「同行援護・移動支援等に係る支給量の取扱いについて」をご参照ください。

※ 習い事やサークル活動中のいわゆる「中抜け」の取扱いは、7ページ「その他留意事項」をご参照ください。

ール、また、交通費や宿泊費等の費用負担等について、事前に事業者と詳細を確認しておく必要があります。

Q 2 1 ~ Q 2 2 (略)

Q 2 3 家族が運転する車の利用

家族が運転する車を利用して、移動支援を利用することは可能ですか。

A 家族が付き添える状態ならば、原則利用できません。ただし、公共交通機関を利用することが困難な利用者であって、車内で常時介護を必要とする場合は、各区高齢障害支援課へ個別にご相談ください。

Q 2 4 習い事やサークル活動

習い事やサークル活動に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 1週間に一度程度、同一の目的のために、3カ月以上の期間にわたり定期的に行う外出であっても、標準支給量の範囲内であれば、「通年かつ長期にわたる外出」に該当しませんので、利用可能です。

この場合、総支給決定時間が標準支給量を超えた方については、受給者証(二)欄の支給量欄又は備考欄に「※2.5時間/月までは通年かつ長期にあたらない」と受給者証に記載し、事業者の方が当該利用について提供可能かどうか分かるようにしてあります。

※ 習い事やサークル活動中のいわゆる「中抜け」の取扱いは、7ページ「その他留意事項」をご参照ください。

※ 当該取扱いについての詳細は、当課ホームページに掲載の「同行援護・移動支援等に係る支給量の取扱いについて」をご参照ください。

【掲載先】

「https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/documents/231001_dokoengo_shikyuryonotoriatukai.pdf」

[千葉県HP](#) > [ホーム](#) > [健康・福祉](#) > [障害者福祉](#) > [その他障害者福祉](#) > [事業者の皆さまへ](#) > [事業者説明会等](#) > [平成23年](#) > [平成23年10月1日（土曜日）・障害者自立支援法における同行援護の創設](#) > [2 同行援護・移動支援等に係る支給量の取扱いについて](#)